

改正建築基準法（シックハウス対策関係）に係る取扱い（北海道用） ～完了検査申請編～

北海道建設部建築指導課

建築基準法による完了検査申請のうち、シックハウス対策関係の取扱いは次のとおりとします。なお、本取扱いは北海道（特定行政庁、限定特定行政庁所管分を除く）の取扱いであり、今後日本建築行政会議等で全国的な取扱いが示された場合は、適宜修正することもありますので、ご注意ください。

完了検査申請時の添付書類

シックハウス対策の措置状況を確認するために必要となる添付図書又は記載事項は次のとおりとする。

（１）添付・記載が必要な事項

完了検査申請書第四面（工事監理の状況）

内装仕上げ

「居室の内装の仕上げに用いる建築材料の種類及び当該建築材料を用いる部分の面積」欄へ工事監理の状況を記載する。

換気設備、天井裏等の措置

「建築設備に用いる材料の種類並びにその照合した内容、構造及び施行状況（区画貫通部の処理状況を含む。）」欄へ工事監理の状況を記載する。

規則第４条第１項第２号の規定による写真

完了検査申請書第四面の該当欄の記載については、別紙様式の添付に代えることができる。この場合、完了検査申請書第四面の該当欄には、「別紙のとおり」と記載する。

完了検査申請書第四面の別紙には、シックハウス対策関係以外の建築設備についても記載することができる。

（２）完了検査申請書第四面の別紙様式について

記載内容について

- ・シックハウス対策に係る措置状況を、表に記入する。
- ・写真を添付した部位には、対応する写真番号を記入する。
- ・同一の建築材料を使用し写真の添付を省略した部位には、当該建築材料に対応する写真番号を記入する。

(3) 写真の添付について

内装の仕上げに用いる建築材料のうち主要な部分の写真を添付し、部位、材料種別を明記することとする。なお、添付写真に番号を付け、完了検査申請書第四面の別紙様式の表にその写真番号を記入することにより、これらを明記したこととみなす。

内装の仕上げに用いる建築材料とは、規制対象外の建築材料を含む、内装の仕上げに用いる全ての建築材料をいう。

主要な部分の写真は、次のとおり取り扱うこととする。

- ・居室(換気計画上当該居室と一体的に換気を行う部分を含む)単位で、使用部位(床、壁、天井、建具等)ごとに、原則1枚とする。
- ・同一部位で2種類以上の建築材料を使用している場合は、最も使用面積が大きい建築材料の写真とする。
- ・壁紙、接着剤、下地ボードのように内装の仕上げが重複する部分では、最もホルムアルデヒド発散建築材料の等級が低い建築材料の写真とする。
- ・また、重複する部分で等級が同一の場合は、見え隠れになる建築材料の写真とする。

ホルムアルデヒドの発散のおそれのない建築材料(ホルムアルデヒド発散建築材料に係る告示に列記された種類以外の建築材料(以下、告示対象外材料という。))は写真の添付を省略できる。

完了検査時に種別が判別できる表示等を目視で確認できる建築材料は、写真の添付を省略できる。

異なる部位、居室で同一種類の建築材料を使用している場合は、そのうち1枚添付されていれば、他の写真は省略できる。この場合、当該仕上げ材が該当する写真がどれなのか、明示することとする。なお、同一種類の建築材料には、同一品目で同一等級のものを含む。(例：F の壁紙で柄のみ異なるものは同一とみなす)種別を判別できる表示等が無い建築材料は、写真に代えて製品安全データシートや品質証明書など種別が判別できる関係書類を添付することとする。

法第6条の3第1項第2号に該当する建築物(法第68条の10第1項の認定を受けた型式に適合する建築物の部分^{を有する建築物})で、法第68条の11の型式部材等の製造者認証を受けた工場等で取付、出荷された材料については、写真に代えて、種別が判別できる書類を添付することができる。

例：壁の写真の場合

石膏ボード(告示対象外材料) + 接着剤(F) + 壁紙(F)

・・・重複する部分で等級が同一であるため、見え隠れになる接着剤が対象。

石膏ボード(告示対象外材料) + 接着剤(F) + 壁紙(第3種同等認定材料)

・・・重複する部分で最も等級の低い壁紙が対象。ただし、完了検査時に目視で種別が判別できる表示等を確認できる場合は、写真の添付を省略できる。

同一部位で2種類以上の材料を使用している場合(使用面積：A面45㎡>B面30㎡)

(A面)石膏ボード+接着剤A(F)+壁紙A(F)

(B面)石膏ボード+接着剤B(F)+壁紙B(F)の場合

・・・使用面積が大きいA面が対象となり、見え隠れとなる接着剤Aが対象。

同一部位で2種類以上の材料を使用している場合(使用面積：A面45㎡>B面30㎡)

(A面)珪藻土(告示対象外材料)

(B面)石膏ボード+接着剤(F)+壁紙(F)の場合

・・・使用面積が大きいA面の珪藻土が対象となる。しかし、珪藻土は告示対象外材料であるため、写真の添付を省略できる。

添付写真は、撮影対象によって、次のとおり撮影した写真とする。

・種別が表示等により判別できるように撮影する。

下地材：表示が判別できるように取り付け、表示部分を撮影する。

仕上材：表示が裏面など見え隠れになる場合は、取り付け前に表示部分を撮影する。

造付家具：表示が裏面など見え隠れになる場合は、取り付け前に表示部分を撮影する。

接着剤、塗料：容器の表示部分を撮影する。

梱包にしか表示等がない場合は、梱包の表示部分を撮影する。

写真は横向きを原則とする。

写真は、デジタルカメラで撮影されたものや、写真のカラーコピーでも良い。

写真の大きさは、表示が判別できる大きさとする。